

# 自立支援

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。給付の対象は、障がい者・児（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等）とし、障がい種別に関わりなく、必要と認められた場合には、障害福祉サービスの受給が可能となります（対象疾患は72～74ページ）。

## 板橋区

### 自立支援給付

#### 障害福祉サービス（介護給付）

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

#### 障害福祉サービス（訓練等給付）

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労定着支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助

#### 自立支援医療

- 更生医療
  - 育成医療
  - 精神通院医療※
- ※東京都が実施主体

#### 地域相談支援

- 地域移行支援
- 地域定着支援

#### 補装具

#### 計画相談支援給付

### 地域生活支援事業

- 相談支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具費の支給
- 移動支援
- 地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業
- 訪問入浴事業
- 更生訓練費支給事業
- 成年後見利用支援

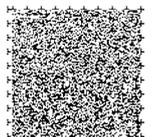
支援

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

東京都

12

自立支援



# 自立支援給付

## 障害福祉サービス（介護給付）

### 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」「通院等介助」があります。

### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、医療機関への入院時に一定の支援を行います。

### 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動時や外出先において必要な支援、排せつ、食事等の介護を行います。

### 行動援護

知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が、行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### 重度障害者等包括支援

常時介護を要し、意思疎通に著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、複数のサービスを包括的にを行います。

### 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が、病気の場合等に、施設で短時間、夜間も含め入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

### 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

### 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

### 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## 障害福祉サービス（訓練等給付）

### 自立訓練（機能・生活）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労した方の継続雇用を支援します。

### 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

### 自立生活援助

障害者施設やグループホームから地域での一人暮らしに移行した方に、必要な情報提供や助言などの支援を行います。

## 計画相談支援

支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直しを行います。区内の事業所一覧（あなたのまちの相談支援事業所）は

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/shien/1003224.html>で確認できます。

## 地域相談支援

### 地域移行支援

施設等に入所・入院している方に、住居の確保や地域における生活に移行するための相談などの支援を行います。

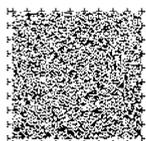
### 地域定着支援

居宅において単身等で生活している方に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

事業者情報はインターネットで検索できます



<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp>



## 申請手続

次の書類等を持参し、担当窓口までお越しください。

### ■ 手続窓口

所管の福祉事務所（14 ページ参照）

### ■ 申請時に必要な書類等

[身体障がい] 身体障害者手帳

[知的障がい] 愛の手帳

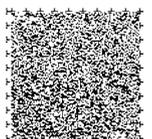
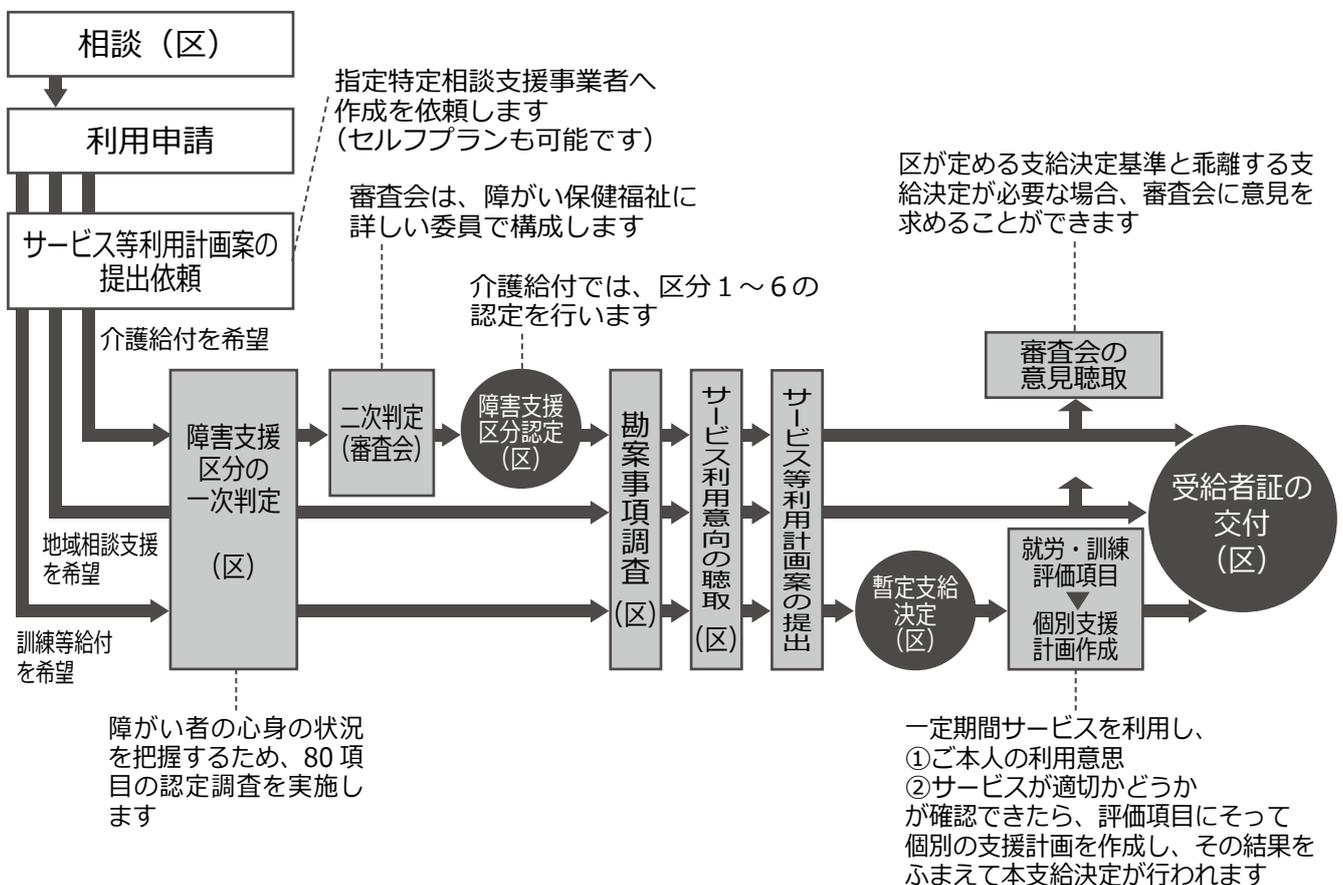
[精神障がい] 精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療受給者証（精神通院に限る）・医師の診断書等

[難病患者] 対象とする難病等（72～74 ページ）に罹患していることがわかる証明書（診断書・意見書・特定疾患医療受給者証等）

## 申請から支給決定までのながれ

障害支援区分の認定を必要とするサービスを利用する場合には、医師の意見書の提出が必要となります。



## 障害支援区分と利用できるサービス

下表のサービスを利用できるのは、既定の障害支援区分の認定を受けた方です。ただし、児童はこの限りではありません。利用できるサービスは色がついている部分になります。

なお、サービスによっては別途調査項目があります。

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅介護 (ホームヘルプ)								
重度訪問介護								
同行援護 (※)								
行動援護								
重度障害者等包括支援								
短期入所								
療養介護							●	▲
生活介護	通所			■				
	入所				■			
施設入所支援					■			
共同生活援助 (グループホーム)								

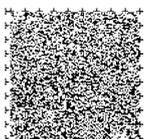
次の印が付いている区分は、条件を満たしている方が利用できます。

●印の区分は、進行性筋ジストロフィー症又は重症心身障がいがある方

▲印の区分は、人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

■印の区分は、50歳以上の方

※同行援護は視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方が利用できるサービスです。



## 利用者負担のしくみ

利用者負担は、所得等に配慮した負担です。どの方でも負担が増え過ぎないように所得に応じた月額負担上限額を設定するとともに、各種の減免措置があります。

### 利用者負担の軽減等措置

	訪問系サービス利用者	通所サービス利用者	入所施設利用者(20歳未満)	グループホーム利用者	入所施設利用者(20歳以上)	医療型施設利用者(入所)
自己負担	[1] 月額負担上限額の設定					
	[3] 高額障害福祉サービス費					[2] 医療型個別減免
	[8] 生活保護への移行防止					
食費・光熱水費等		[4] 食費人件費支給による軽減	[5] 補足給付食費・光熱水費負担を軽減	[7] 補足給付家賃負担を軽減	[6] 補足給付食費・光熱水費負担を減免	

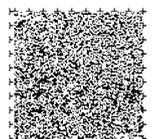
### [1] 月額負担上限額の設定

月額負担上限額は、世帯全員の収入に応じて4つに区分されます。なお、世帯の範囲とは、障がい者が18歳以上(18・19歳の施設入所者を除く)の場合は本人とその配偶者、18歳未満の障がい児と18・19歳の施設入所者の場合は保護者の属する住民票に記載されている方全員をいいます。

自己負担の月額負担上限額				
区 分			訪問系サービス・通所サービス利用者 短期入所利用者	入所施設・グループホーム利用者
生活保護世帯			0円	0円
区民税非課税世帯(低所得)			0円	0円
区民税課税世帯(一般)	障がい者	区民税所得割額 年16万円未満(一般1)	9,300円	37,200円
		区民税所得割額 年16万円以上(一般2)	37,200円	37,200円
	障がい児(20歳未満の入所者を含む)	区民税所得割額 年28万円未満(一般1)	4,600円	9,300円
		区民税所得割額 年28万円以上(一般2)	37,200円	37,200円

### [2] 医療型個別減免

医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、月額利用者負担上限額を設定します。



### 【3】高額障害福祉サービス費

障がい者本人と配偶者がともに障害福祉サービスを受けて負担をした場合、また、障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスや補装具の負担をした場合に、その負担の合計額が、月額負担上限額を超える場合支給します。対象者には、初回時のみ区から申請書を送付します。提出後に審査のうえ支給します。

介護保険サービスを円滑に利用するため、一定の要件を満たす場合、その介護保険の利用者負担額を支給します。対象者には年1回、翌年の8月以降、介護保険サービス年間利用額確定後に区から申請書を送付します。提出後に審査のうえ支給します。

障がい児が、障害福祉サービスと障害児通所サービスの負担をした場合、それぞれに月額負担上限額があるため、いずれか高い額を上限とし、超えた分を支給します。対象者には初回時のみ区から申請書を送付します。提出後に審査のうえ支給します。

### 【4】食費人件費支給による軽減

通所施設等を利用する低所得と一般1世帯の方は、食材料費のみの負担となります。食材料費は施設ごとに異なります。

### 【5】補足給付（20歳未満の入所者）

福祉型入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育するために通常要する程度の負担（低所得と一般1世帯は50,000円、一般2世帯は79,000円）となるように補足給付が行われます。

### 【6】補足給付（20歳以上の入所者）

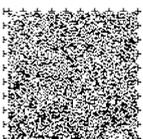
入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には、20歳以上で入所施設利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者は28,000円）が残るように補足給付（特定障害者特別給付費）が行われます。

### 【7】補足給付（グループホーム利用者）

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

### 【8】生活保護への移行防止

負担軽減策を講じても自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の月額負担上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担額も引き下げます。



# 障がい児を対象とした通所サービス

## 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

## 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。

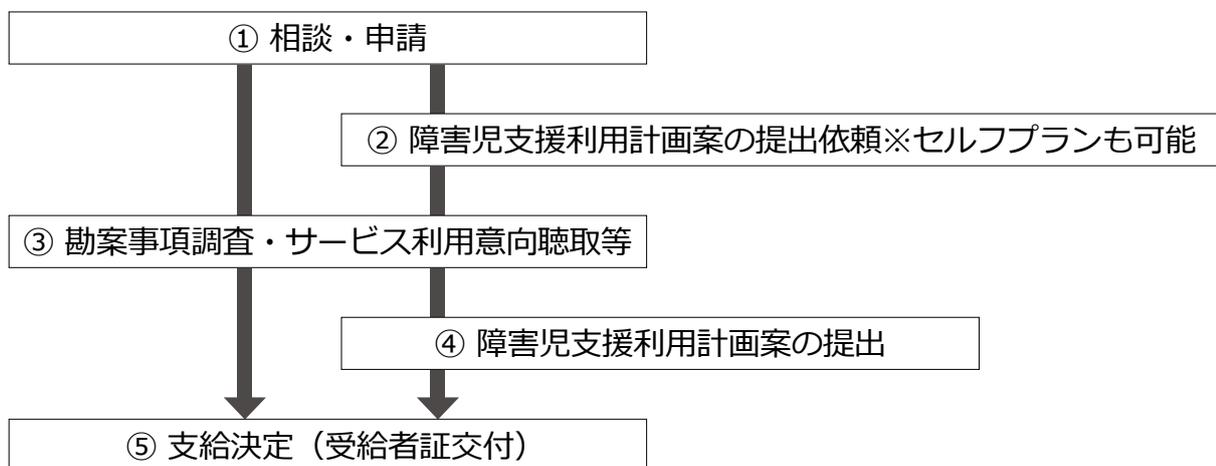
## 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

## 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行います。

## 申請から支給決定までの流れ



## 申請手続

### ■手続窓口

所管の福祉事務所（14 ページ参照）

障がい児を対象とした通所サービスをご利用希望の方は、お電話等で事前にご連絡下さい。

### ■申請時に必要な書類等

[ 身体障がい ] 身体障害者手帳

[ 知的障がい ] 愛の手帳

[ 精神障がい ] 精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療受給者証（精神通院に限る）・医師の診断書等

（必要な書類等のご案内をいたしますので、事前にご連絡下さい。）

[ 難病患者 ] 対象とする難病等（72～74 ページ）に罹患していることがわかる証明書（診断書・意見書・特定疾患医療受給者証等）

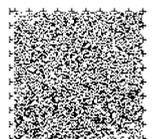
次のページからは、障害福祉サービスの対象となる難病の一覧です。

障害者総合支援法の改正により、対象となる難病に罹患している方は、障害福祉サービスを利用することができます。

対象となる難病は、令和4年11月現在、366 疾病あります。

病名の一覧は、板橋区のホームページでも確認することができます。

障害福祉サービスの利用を希望する場合は、所管の福祉事務所の障がい者支援係へお問合せください。

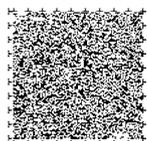


# 障害福祉サービス等の対象となる難病一覧

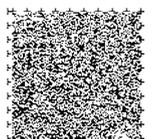
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	
1	アイカルディ症候群	43	大田原症候群	85	グルタル酸血症 1 型	
2	アイザックス症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群	86	グルタル酸血症 2 型	
3	I g A 腎症	45	オスラー病	87	クドウ・深瀬症候群	
4	I g G 4 関連疾患	46	カーニー複合	88	クローン病	
5	亜急性硬化性全脳炎	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	89	クロンカイト・カナダ症候群	
6	アジソン病	48	潰瘍性大腸炎	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	
7	アッシャー症候群	49	下垂体前葉機能低下症	91	結節性硬化症	
8	アトピー性脊髄炎	50	家族性地中海熱	92	結節性多発動脈炎	
9	アペール症候群	51	家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）	93	血栓性血小板減少性紫斑病	
10	アミロイドーシス	52	家族性良性慢性天疱瘡	94	限局性皮質異形成	
11	アラジール症候群	53	カナバン病	95	原発性局所多汗症	
12	アルポート症候群	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	96	原発性硬化性胆管炎	
13	アレキサンダー病	55	歌舞伎症候群	97	原発性高脂血症	
14	アンジェルマン症候群	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	98	原発性側索硬化症	
15	アントレー・ピクスラー症候群	57	カルニチン回路異常症	99	原発性胆汁性胆管炎	
16	イソ吉草酸血症	58	加齢黄斑変性	100	原発性免疫不全症候群	
17	一次性ネフローゼ症候群	59	肝型糖尿病	101	顕微鏡的大腸炎	
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	102	顕微鏡的多発血管炎	
19	1 p 36 欠失症候群	61	環状 20 番染色体症候群	103	高 I g D 症候群	
20	遺伝性自己炎症疾患	62	関節リウマチ	104	好酸球性消化管疾患	
21	遺伝性ジストニア	63	完全大血管転位症	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	64	眼皮膚白皮症	106	好酸球性副鼻腔炎	
23	遺伝性腭炎	65	偽性副甲状腺機能低下症	107	抗糸球体基底膜腎炎	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	66	ギャロウェイ・モワト症候群	108	後縦靭帯骨化症	
25	ウィーバー症候群	67	急性壊死性脳症	109	甲状腺ホルモン不応症	
26	ウィリアムズ症候群	68	急性網膜壊死	110	拘束型心筋症	
27	ウィルソン病	69	球脊髄性筋萎縮症	111	高チロシン血症 1 型	
28	ウエスト症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	112	高チロシン血症 2 型	
29	ウェルナー症候群	71	強直性脊椎炎	113	高チロシン血症 3 型	
30	ウォルフラム症候群	72	巨細胞性動脈炎	114	後天性赤芽球癆	
31	ウルリッヒ病	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	115	広範脊柱管狭窄症	
32	HTLV-1 関連脊髄症	74	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	116	膠様適状角膜ジストロフィー	
33	ATR-X 症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	117	抗リン脂質抗体症候群	
34	ADH 分泌異常症	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	118	コケイン症候群	
35	エーラス・ダンロス症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	119	コステロ症候群	
36	エプスタイン症候群	78	筋型糖尿病	120	骨形成不全症	
37	エプスタイン病	79	筋ジストロフィー	121	骨髄異形成症候群	
38	エマヌエル症候群	80	クッシング病	122	骨髄繊維症	
	39	遠位型ミオパチー	81	クリオピリン関連周期熱症候群	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
	40	円錐角膜	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	124	5 p 欠失症候群
	41	黄色靭帯骨化症	83	クルーゾン症候群	125	コフィン・シリス症候群
	42	黄斑ジストロフィー	84	グルコーストランスポーター 1 欠損症	126	コフィン・ローリー症候群

12

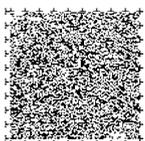
自立支援



番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
127	混合性結合組織病	169	スタージ・ウェーバー症候群	211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
128	鰓耳腎症候群	170	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	212	大脳皮質基底核変性症
129	再生不良性貧血	171	スミス・マギニス症候群	213	大理石骨病
130	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	172	スモン	214	ダウン症候群
131	再発性多発軟骨炎	173	脆弱 X 症候群	215	高安動脈炎
132	左心低形成症候群	174	脆弱 X 症候群関連疾患	216	多系統萎縮症
133	サルコイドーシス	175	成人スチル病	217	タナトフォリック骨異形成症
134	三尖弁閉鎖症	176	成長ホルモン分泌亢進症	218	多発血管炎性肉芽腫症
135	三頭酵素欠損症	177	脊髄空洞症	219	多発性硬化症／視神経脊髄炎
136	CFC 症候群	178	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	220	多発性軟骨性外骨腫症
137	シェーグレン症候群	179	脊髄髄膜瘤	221	多発性嚢胞腎
138	色素性乾皮症	180	脊髄性筋萎縮症	222	多脾症候群
139	自己貪食空胞性ミオパチー	181	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	223	タンジール病
140	自己免疫性肝炎	182	前眼部形成異常	224	単心室症
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	183	全身性エリテマトーデス	225	弾性線維性仮性黄色腫
142	自己免疫性溶血性貧血	184	全身性強皮症	226	短腸症候群
143	四肢形成不全	185	先天異常症候群	227	胆道閉鎖症
144	シトステロール血症	186	先天性横隔膜ヘルニア	228	遅発性内リンパ水腫
145	シトリン欠損症	187	先天性核上性球麻痺	229	チャージ症候群
146	紫斑病性腎炎	188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	230	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
147	脂肪萎縮症	189	先天性魚鱗癬	231	中毒性表皮壊死症
148	若年性特発性関節炎	190	先天性筋無力症候群	232	腸管神経節細胞僅少症
149	若年性肺気腫	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	233	TSH 分泌亢進症
150	シャルコー・マリー・トゥース病	192	先天性三尖弁狭窄症	234	TNF 受容体関連周期性症候群
151	重症筋無力症	193	先天性腎性尿崩症	235	低ホスファターゼ症
152	修正大血管転位症	194	先天性赤血球形成異常性貧血	236	天疱瘡
153	ジュベール症候群関連疾患	195	先天性僧帽弁狭窄症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
154	シュワルツ・ヤンペル症候群	196	先天性大脳白質形成不全症	238	特発性拡張型心筋症
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	197	先天性肺静脈狭窄症	239	特発性間質性肺炎
156	神経細胞移動異常症	198	先天性風疹症候群	240	特発性基底核石灰化症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	199	先天性副腎低形成症	241	特発性血小板減少性紫斑病
158	神経線維腫症	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
159	神経フェリチン症	201	先天性ミオパチー	243	特発性後天性全身性無汗症
160	神経有棘赤血球症	202	先天性無痛無汗症	244	特発性大腿骨頭壊死症
161	進行性核上性麻痺	203	先天性葉酸吸収不全	245	特発性多中心性キャスルマン病
162	進行性家族性管内	204	前頭側頭葉変性症	246	特発性門脈圧亢進症
163	進行性骨化性線維異形成症	205	早期ミオクロニー脳症	247	特発性両側性感音難聴
164	進行性多巣性白質脳症	206	総動脈幹遺残症	248	特発性難聴
165	進行性白質脳症	207	総排泄腔遺残	249	ドラベ症候群
166	進行性ミオクローヌステんかん	208	総排泄腔外反症	250	中條・西村症候群
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	209	ソトス症候群	251	那須・ハコラ病
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	252	軟骨無形成症



番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	293	ファイファー症候群	333	無虹彩症
254	22q11.2欠失症候群	294	ファロー四徴症	334	無脾症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫	295	ファンコニ貧血	335	無βリポタンパク血症
256	尿素サイクル異常症	296	封入体筋炎	336	メープルシロップ尿症
257	ヌーナン症候群	297	フェニルケトン尿症	337	メチルグルタコン酸尿症
258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） ／LMXB関連腎症	298	フォンタン術後症候群	338	メチルマロン酸血症
259	ネフロン癆	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	339	メビウス症候群
260	脳クレアチン欠乏症候群	300	副甲状腺機能低下症	340	メンケス病
261	脳腱黄色腫症	301	副腎白質ジストロフィー	341	網膜色素変性症
262	脳表ヘモジデリン沈着症	302	副腎白質刺激ホルモン不応症	342	もやもや病
263	膿疱性乾癬	303	ブラウ症候群	343	モワット・ウィルソン症候群
264	嚢胞性線維症	304	ブラダー・ウィリ症候群	344	薬剤性過敏症候群
265	パーキンソン病	305	プリオン病	345	ヤング・シンプソン症候群
266	パージャー病	306	プロピオン酸血症	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
268	肺動脈性肺高血圧症	308	閉塞性細気管支炎	348	4p欠失症候群
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	309	β-ケトチオラーゼ欠損症	349	ライソゾーム病
270	肺胞低換気症候群	310	ベーチェット病	350	ラスムッセン脳炎
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	311	ベスレムミオパチー	351	ランゲルハンス細胞組織球症
272	バッド・キアリ症候群	312	ヘパリン起因性血小板減少症	352	ランドウ・クレフナー症候群
273	ハンチントン病	313	ヘモクロマトーシス	353	リジン尿性蛋白不耐症
274	汎発性特発性骨増殖症	314	ペリー症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
275	PCDH 19 関連症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症	355	両大血管右室起始症
276	非ケトーシス型高グリシン血症	316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	356	リンパ管腫症／ゴーハム病
277	肥厚性皮膚骨膜炎	317	片側巨脳症	357	リンパ脈管筋腫症
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
279	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	319	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症	359	ルビンシュタイン・ティビ症候群
280	肥大型心筋症	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	360	レーベル遺伝性視神経症
281	左肺動脈右肺動脈起始症	321	ホモシスチン尿症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
282	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	322	ポルフィリン症	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
283	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群	363	レット症候群
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	324	マルファン症候群	364	レノックス・ガストー症候群
285	非典型溶血性尿毒症症候群	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	365	ロスムンド・トムソン症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	326	慢性血栓性肺高血圧症	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
287	皮膚筋炎／多発性筋炎	327	慢性再発性多発性骨髄炎		
288	びまん性汎細気管支炎	328	慢性膀胱炎		
289	肥満低換気症候群	329	慢性特発性偽性腸閉塞症		
290	表皮水疱症	330	ミオクロニー欠神てんかん		
291	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
292	VATER 症候群	332	ミトコンドリア病		



## 補装具の購入・修理

### 問合せ 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

補装具は、身体障がいのある方の身体機能を補完・代替する用具です。補装具を就労・日常生活等のため製作・修理する場合、補装具費を支給します。身体障害者手帳所持の方、又は難病等で補装具を必要とする状況にあることが申請条件となります。

#### 対象にならない方

- ・ 区民税所得割額が 46 万円以上の方が世帯にいる場合  
※世帯とは本人が、18 歳以上は本人と配偶者、18 歳未満は住民票の同じ人全員をいいます。
- ・ 労災による障がいの方
- ・ 損害補償、自賠責法等が適用される場合
- ・ 医療保険により補装具を製作した場合
- ・ 介護保険の対象者（介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応出来ない場合を除く）
- ・ 申請前に装具の製作、修理を開始した場合

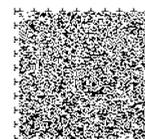
#### 交付種目・交付対象等

補装具の交付には、種目によって東京都心身障害者福祉センター（12 ページ参照・以下センター）の判定が必要な場合があります。判定方法は、下表の「判定」に●印の付いている方法です。なお、センターには本所と別館があり、補装具の種目によって判定場所が異なります。センター（本所・別館）での判定は、所管の福祉事務所を通して予約し、用具を使用するご本人（入院中を含む）が、判定に行くこととなります。

東京都心身障害者福祉センター本所：新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 14 階  
東京都心身障害者福祉センター別館：千代田区麹町 3-7-4 秩父屋ビル 1 階  
※センター別館は判定があるときのみ開館しています。

障害種別	介護保険	種目	判定			年齢
			センター		書類	
			本所	別館		
肢体不自由		義手・義足	●			なし
		上肢装具・下肢装具・体幹装具・靴型装具	●			なし
		座位保持装置		●		なし
	●	車いす		●	●	なし
	●	電動車いす		●		学齢児以上
	●	歩行器			●	なし
		排便補助具			●	児童
		起立保持具・座位保持いす			●	児童
		頭部保持具			●	児童
	●	歩行補助つえ			なし	
	重度障害者用意思伝達装置		●	●	なし	
視覚		視覚障害者安全つえ			なし	
		義眼・眼鏡			●	なし
聴覚		補聴器			●	なし
内部	●	車いす			●	なし

介護保険対象者は原則として介護保険での申請が優先となります。ただし、介護保険の福祉用具で個別の身体状況に対応出来ない場合は、補装具の申請が可能です（要判定）。また、複数の補装具についてセンターの判定が必要な場合は、事前にご相談ください。



- ・ 児童（18 歳未満）の補装具は、すべての種目で書類により区が判断します。
- ・ 戦傷病者手帳所持者（ほぼ第 3 款症以上）で補装具が必要な方は、福祉事務所が窓口となりますので、ご相談下さい。  
板橋区障がい者福祉センターで、補装具相談（車いす、一部の下肢装具）を行っています（介護保険対象者は除く）。

### 申請手続

補装具費は、判定により「補装具が必要」と認められた場合に限り支給されますので、補装具の製作・修理前の事前相談が購入・修理の条件となります。来所判定が必要な場合、予約の混雑状況により、申請から支給決定まで 2～3 ヶ月かかる場合があります。申請を希望される場合、お電話または所管の福祉事務所までお越しのうえ、ご相談ください。

### 利用者負担額

利用者負担額は、月額負担上限額の範囲内で補装具の製作費・修理費の 1 割（10%）の額です。同月中の利用者負担は、複数の補装具を製作・修理した場合でも負担は上限額の範囲内です。ただし、同一世帯に利用する方が複数いる場合は、利用者ごとに上限額を認定します。負担上限額は、世帯の所得に応じて 3 つの区分があります。なお、世帯の範囲とは、利用者が 18 歳以上の場合は本人と配偶者、18 歳未満の場合は住民票に記載されている方全員をいいます。

自己負担の月額負担上限額	
生活保護受給中の世帯	0 円
区民税非課税世帯	0 円
区民税課税世帯	37,200 円

## 中等度難聴児発達支援

問合 障がいサービス課地域生活支援係 ☎ 3579-2736  
FAX 3579-4159

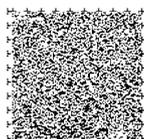
身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

### 対象になる方

- ・ 板橋区に居住している 18 歳未満の児童
- ・ 聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力障がいではない児童
- ・ 両耳の聴力レベルが概ね 30dB 以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

### 対象にならない方

- ・ 区民税所得割額が 46 万円以上の方が世帯にいる場合  
※世帯とは、本人が 18 歳未満の場合は、住民票上に記載のある人全員をさします。
- ・ 労災等により、補聴器の給付等を受けられる場合



## 地域生活支援事業

### 相談支援

問合 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

障がいのある方や障がい児の保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

### 意思疎通支援

93 ページをご覧ください

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がいがある方に、手話通訳などの方法により、障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

### 移動支援

問合 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際の移動を支援します。視覚障がい者の方には代読・代筆サービスがあります。

#### 対象になる方

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等のいずれかがある方  
※家族状況、生活状況などの個別調査により決定します。

#### 対象にならない方

- ・施設入所、入院中の方
- ・行動援護、重度訪問介護、重度包括支援の利用者

#### 利用できる時間数

家族状況、生活状況などの個別調査により、時間数を決定します。

#### 利用者負担額

利用者負担はサービスに要する費用の 1 割です。ただし、世帯収入に応じた「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の負担上限額が設定されます。

## 地域活動支援センター

問合 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

障がい者が地域活動支援センターに通所して、創作的活動や生産活動、社会交流などの活動を行います。

#### 対象になる方

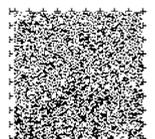
身体障害者手帳所持者又は知的障がい、精神障がい、難病のある方で、介護保険の対象になっていない方（施設入所、入院中の方は対象になりません）

#### 利用できる日数

家族状況、生活状況などの個別調査により、日数を決定します。

#### 利用者負担額

サービス内容と利用時間に応じて利用者負担があります。ただし、世帯収入に応じた「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の負担上限額が設定されます。



## 日中一時支援

問合せ 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

介護者の就労等により日中介護を受けられない方へ施設にて必要な介護を行います。

### 利用者負担額

利用者負担はサービスに要する費用の1割です。ただし、世帯収入に応じた「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の月額負担上限額が設定されます。

## 訪問入浴サービス

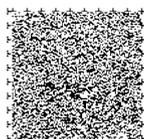
問合せ 障がいサービス課福祉係 ☎ 3579-2362  
FAX 3579-2364

65歳未満の重度身体障がい者の方（介護保険の対象者を除く）で、自宅の浴室で入浴が困難な方が対象です。入浴介助の居宅介護サービスや入浴をともなう通所サービスの支給決定を受けている方は対象になりません。所得により入浴にかかる費用（毎年金額が変わります）の一部負担があります。

### 地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額

利用者負担を決定する基礎となる世帯の範囲は、18歳以上の障がい者は本人と配偶者、18歳未満の障がい児は保護者の属する住民票に記載されている人全員をいいます。

自己負担の月額負担上限額				
生活保護世帯				0円
区民税非課税世帯				0円
区民税課税世帯	障がい者 (18歳以上)	区民税所得割額 年16万円未満		9,300円
		区民税所得割額 年16万円以上		37,200円
	障がい児 (18歳未満)	区民税所得割額 年28万円未満		4,600円
		区民税所得割額 年28万円以上		37,200円



## 日常生活用具の購入

### 問合せ 所管の福祉事務所（14 ページ参照）

日常生活の利便を図るため、在宅の心身障がい者（児）に対して、日常生活用具費を支給します。なお、この制度は、購入済の用具・用具の修理に利用することはできません。

### 対象にならない方

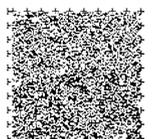
- ・すでに用具を購入している方
- ・すでに給付を受けた用具が、修理可能な場合
- ・区民税所得割額が 46 万円以上（ふるさと納税前）の方が、世帯員（78 ページ参照）にいる方
- ・施設入所、入院中の方
- ・65 歳以上の方、介護保険の対象者（高齢制度・介護保険にない品目を除く）
- ・すでに給付を受けており（他区市町村での給付を含む）、耐用年数を経過していない方

### 給付種目・対象等

80、81 ページをご覧ください。

### 利用者負担

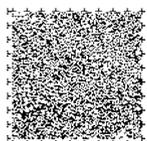
利用者負担額は、「地域生活支援事業の世帯範囲と自己負担の月額負担上限額」（78 ページ参照）の月額負担上限額の範囲内で、購入費の 1 割（10%）です。なお、種目ごとに購入費の上限額があります。



# 日常生活用具費対象品目

凡例 ● = 全員対象 △ = 一部対象

品目	肢体不自由	視覚	聴覚	音声・言語	内部	知的(1・2度)	精神(1級)	高齢	介護保険	難病患者等	給付対象になる方			耐用年数	
											年齢	障害個別等級	その他の状況		
頭部保護帽	●					●						なし	平衡機能 下肢・体幹	頻繁に転倒する者	3
歩行補助つえ (1本杖)	●											なし	肢体不自由		3
収尿器	●											なし	肢体不自由		1
浴槽 (湯沸器を含む)	●								△			学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級		8
入浴担架	●								●			3歳以上	下肢1・2級 体幹1・2級	入浴に家族等他人の介助が必要	5
入浴補助具	●								●	△		3歳以上	下肢・体幹	入浴に家族等他人の介助が必要	8
移動・移乗支援 用具	●								●	△		3歳以上	平衡機能 下肢・体幹	家庭内移動等に介助が必要	8
便器	●								●	△		学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級		8
特殊便器	●					●			△	△		学齢児以上	上肢1・2級		8
特殊マット	●					●				△		3歳以上 18歳未満	下肢1・2級 体幹1・2級		5
	●					●			△	△		18歳以上	下肢1級 体幹1級	常時介助が必要	5
訓練椅子	●											3歳以上 18歳未満	下肢1・2級 体幹1・2級		5
携帯用会話 補助装置	●			●								学齢児以上	音声・言語 肢体不自由	音声言語の著しい障がい	5
特殊寝台 (訓練用ベッド含む)	●								●	△		学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級		8
火災警報器	●	●	●	●	●	●	●					なし	1・2級	火災発生の感知・避難が著しく 困難な障がい者のみの世帯・これ に準ずる世帯	8
自動消火装置	●	●	●	●	●	●	●			●		なし	1・2級		8
移動用リフト	●								●	△		3歳以上	下肢1・2級 体幹1・2級		4
体位変換器	●								●	△		学齢児以上	下肢1・2級 体幹1・2級	下着交換等にあたり家族等他人 の介護が必要	5
特殊尿器	●								●	△		学齢児以上	下肢1級 体幹1級	常時介護が必要	5
点字器		●										なし	視覚		7
ポータブルレコーダー		●										学齢児以上	視覚1・2級		6
視覚障害者用時計		●										18歳以上	視覚1・2級		10
点字タイプライター		●										学齢児以上	視覚1・2級	本人が就労・就学中又は就労見込	5
音声式体温計		●										学齢児以上	視覚1・2級	視覚障がい者のみの世帯・これ に準ずる世帯	5
音声式血圧計		●										学齢児以上	視覚1・2級		5
音声式体重計		●										18歳以上	視覚1・2級		5
視覚障害者用 拡大読書器		●										学齢児以上	視覚	本装置により文字等を読むこと が可能になるもの	8
電磁調理器	●	●				●		●				18歳以上	視覚1・2級 上肢1・2級 下肢1・2級 体幹1・2級	障がい者のみの世帯・これに準 ずる世帯	6



凡例 ● = 全員対象 △ = 一部対象

品目	肢体不自由	視覚	聴覚	音声・言語	内部	知的(1・2度)	精神(1級)	高齢	介護保険	難病患者等	給付対象になる方			耐用年数
											年齢	障害個別等級	その他の状況	
音響案内装置		●									学齢児以上	視覚1・2級		10
屋内信号装置			●								18歳以上	聴覚2級	障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯で日常生活に必要な世帯	10
透析液加湿器					●						3歳以上		人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流患者)	5
ルームクーラー	●										18歳以上		頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師が体温調節機能を喪失したと認めるもの)	6
点字ディスプレイ		●									18歳以上	視覚1・2級		6
活字文書読上げ装置		●									学齢児以上	視覚1・2級		6
聴覚障害者用通信装置			●	●							学齢児以上	聴覚音声・言語	コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要	5
フラッシュベル			●	●							学齢児以上	聴覚2・3級 音声・言語3級		10
情報受信装置			●								なし	聴覚	テレビの視聴に必要	6
会議用拡聴器			●	●							学齢児以上	聴覚2～4級 音声・言語3級		6
携帯用信号装置			●	●							学齢児以上	聴覚2・3級 音声・言語3級		6
情報通信支援用具	●	●									なし	視覚1・2級 上肢1・2級		5
人工喉頭				●							なし	音声・言語	埋込型人工鼻は埋込型の人工喉頭を常時使用する者に限る。	笛式4年 嚙式5年
ガス安全システム	●		●								18歳以上	音声・言語	喉頭摘出等で嗅覚機能を喪失した者のみの世帯・これに準ずる世帯	8
											18歳以上	下肢1級 体幹1級	障がい者のみの世帯・これに準ずる世帯	8
ストマ用装具					●						なし	直腸・ぼうこう	人工肛門造設者 人工膀胱造設者	-
紙おむつ	●					△					3歳以上		脳原性運動機能障がい・全身性運動機能障がいと重度知的障がいの重複	-
ネブライザー(吸入器)					●					△	なし	呼吸1・3級 上記程度の者		5
空気清浄機					●			●			18歳以上	呼吸1・3級		6
電気式たん吸引器					●					△	なし	呼吸1・3級 上記程度の者		5
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)						△				△	なし	心臓・呼吸1・3級 上記程度の者	人工呼吸器の装着が必要な者	5
点字図書		△									学齢児以上	視覚	主に点字により情報を入手しているもの	-

12

自立支援

